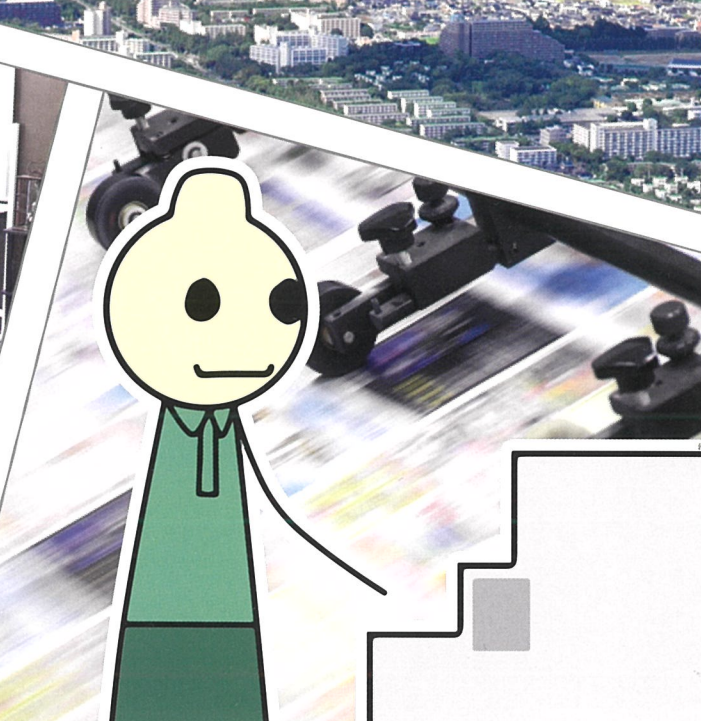


障害者雇用を 応援します！

障害者の雇用に係る主な支援窓口・助成制度等
(令和2年4月1日現在)



障害者の雇用に関する主な支援窓口・助成制度等について掲載しています。
詳細はそれぞれの窓口にお問い合わせください。

作成：茨城県保健福祉部障害福祉課

- どんな仕事ができるのだろうか？
- 助成金や支援制度を活用したい
- 初めて障害者の雇用、不安だなあ…
- 雇用管理について相談したい
- 職場実習を受け入れたい



些細なことでも
お気軽にお電話下さい。
事業所まで
お伺いいたします。

主な支援窓口

1 ハローワーク【障害者雇用に係る総合支援窓口】

- ※就職を希望する障害者からの求職登録を行い、職業相談・職業紹介を行っています。
- ※事業所からの障害者向け求人の開拓を行いながら、障害者の求人の確保を行っています。
- ※各種支援・助成制度の窓口として、障害者の就職及び職場定着支援や、事業主に対する継続雇用の支援などを行っています。

【連絡先】最寄りのハローワーク（パンフレット裏面を参照ください。）

2 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部 茨城障害者職業センター【障害者・事業主の雇用支援に係る相談・援助窓口】

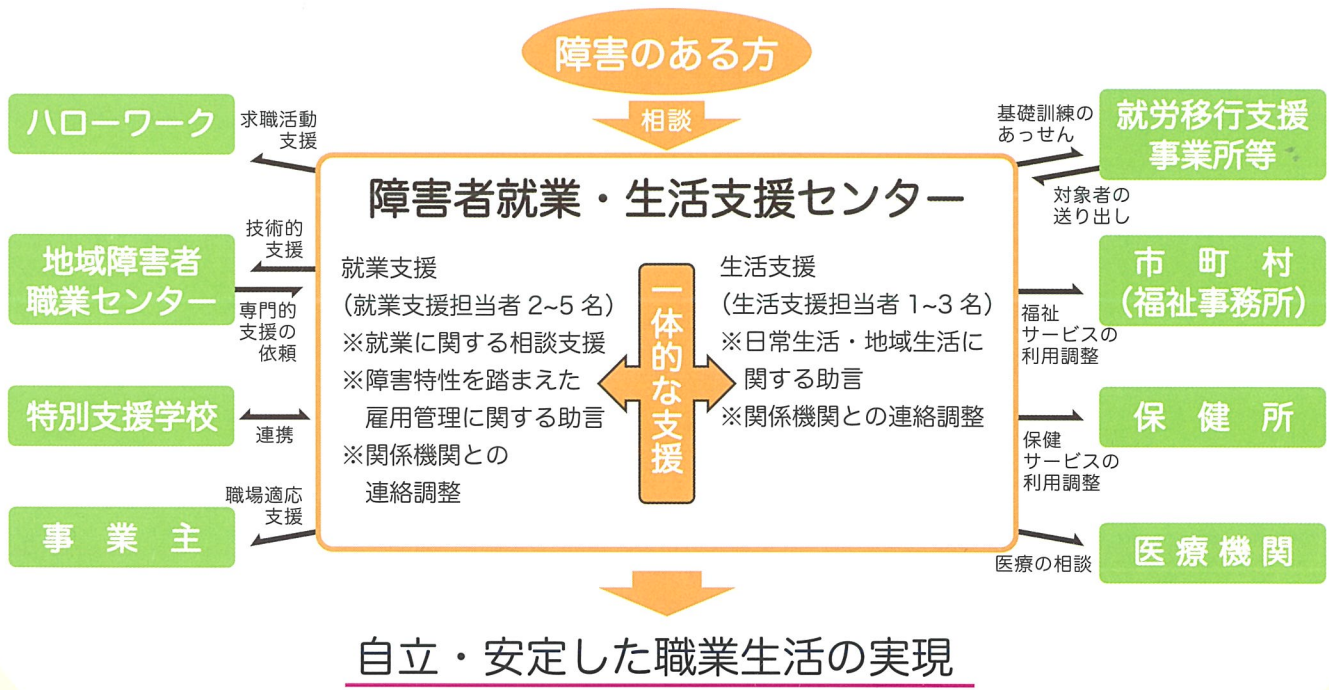
- ※障害者に対して、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援等の専門的な職業リハビリテーションを実施します。
- ※障害者だけでなく事業主に対する雇用管理に関する助言等も行います。

【連絡先】（パンフレット裏面を参照ください。）

3 障害者就業・生活支援センター【障害者の就業・雇用に係る支援窓口】

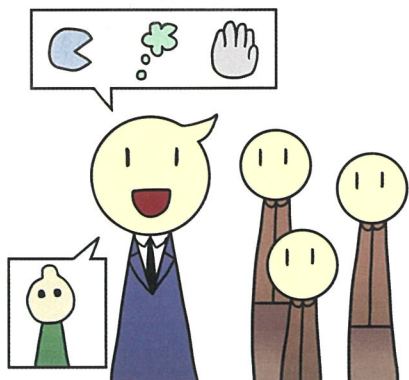
- ※就職希望又は就業中の障害者がセンターへ支援登録を行い、窓口又は電話等による相談支援をはじめ、職場又は家庭訪問を行い、就業生活の継続を支援します。
- ※障害者だけでなく事業所からの相談も受け付け、雇用・福祉・医療等の関係機関と連携をとりながら障害者の雇用に関する課題の調整・解決を継続的に支援します。

【連絡先】（パンフレット裏面を参照ください。）



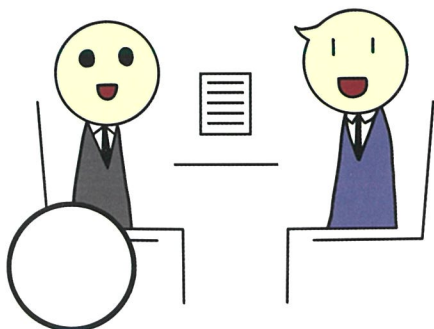
障害者雇用の進め方

STEP1 受け入れ準備



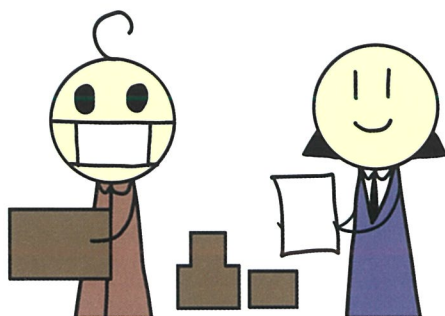
- ① 障害のある方に従事してもらふ職務や配属先を検討する。
⇒ 定型的な業務の集約や外部に委託している業務の見直しなど、「できることは何か」という視点で検討します。
- ② 雇用形態、就業時間、賃金などの労働条件を決める。
- ③ 事業所内の理解を広める。
⇒ 職場の受け入れ環境を整えるためには、障害者雇用について社員に理解と関心をもってもらうことが大切です。
⇒ 社内会議での周知や社内報の活用、社員研修の実施等により、現場の意識啓発に努めましょう。

STEP2 採用



- ① 求人し採用者を決める。
⇒ ハローワークの障害者担当窓口で求人票を提出し、マッチする求職障害者を紹介してもらうことができます。
⇒ 求職活動をしている障害者と複数の企業が一堂に会する障害者就職面接会の参加も有効です。
- ② トライアル雇用、職場実習等の実施。
⇒ 障害のある人を一定期間試用雇用し、適性や業務遂行の可能性を見極め、雇用のきっかけにするトライアル雇用制度があります。
⇒ 企業の現場を活用して実践的な職業能力を習得し、訓練後の雇用につなげる委託訓練制度があります。

STEP3 定着支援



- ① 職場定着のために、支援機関の相談・支援を受ける。
⇒ 障害のある人が職場に定着するためには、社内のサポート体制や職場環境の改善などのバックアップが必要です。
⇒ 障害のある人の職場適応と職場定着をサポートする「ジョブコーチ制度」、障害者就業・生活支援センターや就労福祉施設の「定着支援サービス」の利用を検討しましょう。
- ② 障害者の雇用管理ノウハウや取り組み事例を参考にする。
⇒ 支援機関の障害者雇用リファレンスサービスなどを活用することで、参考事例を収集することができます。
⇒ 支援機関が開催するセミナーや企業同士の意見交換会などに参加することも有効です。

☆障害者雇用の取り組みは、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援機関と連携して進めていくことがポイントです。

障害者雇用の支援制度

雇用前の支援

トライアル雇用助成金【窓口：各ハローワーク】

○障害者トライアルコース

※障害者をハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用をしていただき、適正や能力及び業務遂行の可能性を見極め、継続雇用への移行のきっかけとさせていただくことを目的とした制度です。

※事業主に対して、月額4万円、最大3か月（精神障害者の場合は、月額8万円を3か月、月額4万円を3か月の最大6か月）を支給し、その取組を促進します。

○障害者短時間トライアルコース

※精神障害、発達障害といった障害特性により、直ちに週20時間以上の労働時間での就業が困難な方について、雇入れ当初は20時間未満の就業から開始する短時間のトライアル雇用制度もあります。12か月を限度に対象者1人あたり月額最大4万円が支給されます。

障害者委託訓練【窓口：県労働政策課】

※実際の職場を活用した実践的な職業能力の習得を図る、1ヵ月程度の職業訓練コースです。

※県と委託契約を結んでいただき、訓練終了後に委託料をお支払いいたします。

※県に配置する障害者職業訓練コーディネーターが訓練の調整や訓練中のフォローを行います。

雇い入れのための支援

特定求職者雇用開発助成金【窓口：各ハローワーク】

○特定就職困難者コース

障害者をハローワーク等の紹介により継続雇用する労働者として雇い入れる場合に助成されます。

対象労働者	中小企業以外		中小企業	
	支給総額	助成期間	支給総額	助成期間
身体・知的障害者	50万円	1年	120万円	2年
重度障害者等	100万円	1年6ヶ月	240万円	3年
障害者（短時間労働者）	30万円	1年	80万円	2年

※短時間労働：1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満

○発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

障害者手帳を持たない発達障害者や難病のある人をハローワーク等の紹介により継続雇用する労働者として雇い入れる場合に助成されます。

※1期：6ヶ月

対象労働者	企業規模	支給対象期間	支給額				支給総額
			第1期	第2期	第3期	第4期	
短時間労働者以外の労働者	大企業	1年	25万円	25万円	—	—	50万円
	中小企業	2年	30万円	30万円	30万円	30万円	120万円
短時間労働者	大企業	1年	15万円	15万円	—	—	30万円
	中小企業	2年	20万円	20万円	20万円	20万円	80万円

○障害者初回雇用コース

中小企業（雇用義務制度対象労働者数45.5人～300人）が雇用率制度対象の障害者を初めて雇い入れて、法定雇用率を達成した場合に120万円が支給されます。

職場定着のための支援

障害者雇用安定助成金【窓口：各ハローワーク】

○障害者職場適応援助コース

職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、雇入れ後の職場適応・定着を図るために、支援計画に基づき職場適応援助者による支援を実施する事業主に助成金を支給します。

○障害者職場定着支援コース

事業所が、雇用する障害者の職場定着に資する、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態見直し等の措置について計画を作成し、計画に基づいて1つ以上の措置を講じた場合に助成金を支給します。

ジョブコーチ支援事業【窓口：茨城障害者職業センター】

※知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、ジョブコーチが職場を訪問し、障害者の職場定着に向けたきめ細やかな支援を一定期間行います。

※事業主や職場の上司・同僚に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行います。

雇用環境整備のための制度

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

【窓口：(独)高年齢・障害者・求職者雇用支援機構 茨城支部 高年齢・障害者業務課】

障害者を新たに雇い入れたり、障害者の雇用を継続するために、施設や設備の整備をしたり、雇用管理を図るために特別な措置を実施する場合に、その費用の一部を助成します。

種類	内容
障害者作業施設設置等助成金	障害者が作業しやすいような施設設備（トイレ、スロープや特殊設備など）を設置した場合、その費用の一部を助成。
障害者介助等助成金	障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置（手話通訳者の配置など）を実施する場合に、その費用の一部を助成。

助成金の種類には、上記以外にもあります。詳しくは高年齢・障害者業務課窓口まで。

その他

税制上の優遇措置【窓口：税務署、県税事務所、市町村】

※障害者を一定以上雇用する事業所に対し、税制上の優遇措置が講じられます。

※機械等の割増償却措置（所得税・法人税）、不動産所得税の軽減措置（県税）、固定資産税の軽減措置（市町村税）など

障害者雇用事例リファレンスサービス及び各種資料の提供

【窓口：(独)高年齢・障害者・求職者雇用支援機構 茨城支部】

※障害者雇用について創意工夫等を行い積極的に取り組んでいる企業の事例や、合理的配慮の提供に関する事例を紹介しています。<http://www.ref.jeed.or.jp/>

※障害者の雇用管理ノウハウをまとめたマニュアル等を提供しています。

<http://www.jeed.or.jp/disability/data/handbook/index.html>

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座【窓口：各ハローワーク】

※ハローワークから講師が事業所に出向き、「精神・発達障害についての基礎知識」や「一緒に働く上でのポイント」などをご説明します。

障害者雇用促進法の概要

1 法定雇用率

障害者が住みなれた地域で安心して暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現のため、全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

法定雇用率	
事業主区分	平成 30 年 4 月 1 日以降
民間企業 (従業員 45.5 人以上)	2.2%
国・地方公共団体等	2.5%
都道府県の教育委員会	2.4%

※平成 30 年 4 月 1 日から、障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率が引き上げられました。これに伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員「50 人以上」から「45.5 人以上」となりました。

※法定雇用率は、令和 3 年 4 月までに、さらに 0.1% 引き上げられる予定です。

○短時間労働者のカウントについて

※短時間労働者（週 20 時間以上 30 時間未満）については、労働者数及び雇用障害者数ともに 0.5 人としてカウントされます（重度障害者を除く）。

※なお、平成 30 年 4 月 1 日より、精神障害者の職場定着を促進するため、精神障害者である短時間労働者であって、「雇入れから 3 年以内」又は「精神障害や保健福祉手帳取得から 3 年以内の方」は、1 人をもって 1 人とカウントされます。（令和 5 年 3 月 31 日まで）

2 障害者雇用納付金制度

※障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図ることを目的に、常用雇用労働者 100 人超の事業主で、法定雇用障害者数を下回った場合は申告とともに納付金の納付が必要になり、法定雇用障害者数を超過している場合は、申請に基づき調整金を支給するほか、職場環境の整備等を行う事業主に対して各種助成金を支給する制度です。

納付金の徴収：不足する障害者 1 人当たり月額 5 万円

調整金の支給：超過する障害者 1 人当たり月額 2 万 7 千円

※なお、常用雇用労働者の総数が 100 人以下で、雇用障害者の総数が一定数を超過している事業主に対しては、申請に基づき報奨金を支給します。

3 障害者に対する差別の禁止

平成 28 年 4 月 1 日から障害者雇用促進法が改正施行され、雇用の分野で、障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。ポイントは次の 3 つです。

- 雇用の分野での障害者差別を禁止
(例) 障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除する事。
- 雇用の分野での合理的配慮の提供義務
(例) 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮する事。
- 相談体制の整備、苦情処理・紛争解決の援助 相談先：最寄りのハローワーク。

お問合せ先一覧

求人・各種助成金について

施設名	住所	電話番号	管轄区域
ハローワーク水戸	水戸市水府町 1573-1	029 (231) 6221	水戸市, ひたちなか市, 那珂市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村
ハローワーク笠間	笠間市石井 2026-1	0296 (72) 0252	笠間市
ハローワーク日立	日立市若葉町 2-6-2	0294 (21) 6441	日立市
ハローワーク筑西	筑西市成田 628-1	0296 (22) 2188	筑西市, 結城市, 桜川市
ハローワーク下妻	下妻市古沢 34-1	0296 (43) 3737	下妻市, 八千代町
ハローワーク土浦	土浦市赤塚 1838 土浦労働総合庁舎	029 (822) 5124	土浦市, つくば市, かすみがうら市, 阿見町
ハローワーク古河	古河市東 3-7-23	0280 (32) 0461	古河市, 境町, 五霞町
ハローワーク常総	常総市水海道天満町 4798	0297 (22) 8609	常総市, 守谷市, 坂東市, つくばみらい市
ハローワーク石岡	石岡市東石岡 5-7-40	0299 (26) 8141	石岡市, 小美玉市
ハローワーク常陸大宮	常陸大宮市野中町 3083-1	0295 (52) 3185	常陸大宮市, 大子町, 常陸太田市
ハローワーク龍ヶ崎	龍ヶ崎市若柴町 1229-1	0297 (60) 2727	龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 稲敷市, 利根町, 河内町, 美浦村
ハローワーク高萩	高萩市本町 4-8-5	0293 (22) 2549	高萩市, 北茨城市
ハローワーク常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働総合庁舎	0299 (83) 2318	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市

障害者の雇用等に係るご相談について

施設名	住所	電話番号	管轄区域
水戸地区障害者就業・生活支援センター	水戸市赤塚 1-1 ミオスビル 2F	029 (309) 6630	水戸市, 笠間市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町
障害者就業・生活支援センターまゆみ	日立市多賀町 2-18-6 三協ビル 1F	0294 (36) 2878	日立市, 高萩市, 北茨城市
障がい者就業・生活支援センター KUINA	ひたちなか市長砂 1561-4	029 (202) 0777	常陸太田市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 東海村, 大子町
かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり	鹿嶋市国末 1539-1	0299 (82) 6475	鹿嶋市, 潮来市, 鉾田市, 神栖市, 行方市
障害者就業・生活支援センターかい	石岡市鹿の子 4-16-52	0299 (22) 3215	土浦市, 石岡市, かすみがうら市
つくば LSC 障害者就業・生活支援センター	つくば市みどりの 1-32-9	029 (836) 7200	つくば市, つくばみらい市, 常総市
障害者就業・生活支援センターかすみ	土浦市真鍋新町 1-14	029 (827) 1104	取手市, 龍ヶ崎市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町
障害者就業・生活支援センターなかま	筑西市茂田 1740	0296 (22) 5532	筑西市, 下妻市, 結城市, 桜川市, 八千代町
障害者就業・生活支援センター 慈光倶楽部	坂東市生子 1617	0280 (88) 7690	古河市, 坂東市, 境町, 五霞町

雇入れ、雇用継続、職場復帰に関するご相談について

施設名	住所	電話番号	管轄区域
独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構茨城支部 茨城障害者職業センター	笠間市鯉淵 6528-66	0296 (77) 7373	県内全域

障害者雇用納付金制度に基づく助成金等について

施設名	住所	電話番号	管轄区域
独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構茨城支部 高齢・障害者業務課	水戸市城南 1-4-7 第5 プリンスビル5階	029 (300) 1215	県内全域

その他 就労支援の相談窓口

施設名	住所	電話番号	備考（業務内容等）
発達障害者支援センター あい	茨城町小幡北山 2766-37	029 (219) 1222	自閉症、発達障害の特性を踏まえた、 就労支援を実施。 (管轄)
発達障害者支援センター COLORS つくば	つくば市高崎 802-1	029 (875) 3485	支援センターあい：県北地域 支援センター COLORS：県南地域
高次脳機能障害 支援センター	稲敷郡阿見町阿見 4669-2	029 (887) 2605	高次脳機能障害の特性を踏まえた、 就労支援を実施。 (管轄) 県全域

関係主管機関

施設名	住所	電話番号	備考（担当等）
茨城労働局職業安定部 職業対策課	水戸市宮町 1-8-31	029 (224) 6219	・ 障害者雇用対策関係 ・ 障害者就業・生活支援センターの 指導，管理
茨城県産業戦略部 労働政策課	水戸市笠原町 978-6 茨城県庁 16階	029 (301) 3656	・ 障害者の雇用推進
茨城県保健福祉部 障害福祉課	水戸市笠原町 978-6 茨城県庁 13階	029 (301) 3357	・ 障害福祉関係 ・ 障害者就業・生活支援センターの 指導，管理

